

# 天然記念物指定および蛭保護条例制定地一覧

## I. 天然記念物指定一覧

### 《特別天然記念物》

- (1) 名 称 「長岡のゲンジボタルおよびその発生地」  
所在地 滋賀県坂田郡山東町（天の川）  
指 定 日 昭和19（1944）年3月7日（天然記念物指定）  
昭和27（1952）年3月29日（特別天然記念物への昇格及び名称変更）

### 《天然記念物》

#### 1. 国指定（地域指定）

- (1) 名 称 「沢辺ゲンジボタル発生地」  
所在地 宮城県栗原郡金成町（板倉堰）  
指 定 日 昭和15（1940）年2月10日
- (2) 名 称 「東和町ゲンジボタル生息地」  
所在地 宮城県登米郡東和町（鱒淵川）  
指 定 日 昭和54（1979）年4月26日
- (3) 名 称 「岡崎ゲンジボタル発生地」  
所在地 愛知県岡崎市須州町（竜泉寺川，山綱川，乙川）  
指 定 日 昭和10（1935）年12月24日  
昭和47（1972）年8月25日（追加指定）
- (4) 名 称 「息長ゲンジボタル発生地」  
所在地 滋賀県坂田郡近江町（天の川）  
指 定 日 昭和19（1944）年3月7日
- (5) 名 称 「清滝川のゲンジボタル及びその生息地」  
所在地 京都府京都市右京区（清滝川）  
指 定 日 昭和54（1979）年2月14日
- (6) 名 称 「山口ゲンジボタル発生地」  
所在地 山口県山口市（一の坂川）  
指 定 日 昭和10（1935）年12月24日
- (7) 名 称 「木屋川・音信川ゲンジボタル発生地」  
所在地 山口県長門市・豊浦郡豊田町（木屋川・音信川）  
指 定 日 昭和10（1935）年12月24日
- (8) 名 称 「美郷のホタルおよびその生息地」  
所在地 徳島県麻植郡美郷村（川田川）  
指 定 日 昭和45（1970）年8月29日

(9) 名 称 「舟小屋ゲンジボタル発生地」  
所在地 福岡県山門郡瀬高町・筑後市（矢部川）  
指 定 日 昭和 1 6（1970）年 3 月 2 7 日

〈指定解除〉

次の指定地は、大規模な河川改修や社会生活の急激な変化に伴う水質汚濁などから、次第に衰退し指定解除となった。

- 名 称 「鎌田川のゲンジボタル発生地」  
所在地 山梨県中巨摩郡昭和町  
指 定 日 昭和 1 9（1944）年 1 0 月  
解 除 日 昭和 5 1（1976）年 3 月
- 名 称 「守山川のゲンジボタル発生地」  
所在地 滋賀県守山市  
指 定 日 昭和 1 3（1938）年 1 2 月  
解 除 日 昭和 3 5（1960）年 6 月

2. 都道府県指定（種指定）

- (1) 名 称 「クメジマボタル」  
指 定 日 平成 6 年 2 月 4 日  
所 在 地 地域を定めず指定する

3. 都道府県指定（地域指定）

- (1) 名 称 「横浜町のゲンジボタルおよびその生息地」  
所在地 青森県上北郡横浜町  
指 定 日 平成 8（1996）年 5 月 2 2 日
- (2) 名 称 「志賀高原石ノ湯ゲンジボタル生息地」  
所在地 長野県下高井郡山ノ内町平隠（岩倉沢川）  
指 定 日 平成 2（1990）年 2 月 1 3 日
- (3) 名 称 「辰野のホタル発生地」  
所在地 長野県上伊那郡辰野町（松尾峡の用水路）  
指 定 日 昭和 3 5（1960）年 2 月 1 1 日
- (4) 名 称 「中田のホタル発生地」  
所在地 富山県高岡市中田（旧六個用水，針用水，山口用水）  
指 定 日 昭和 4 5（1970）年 1 2 月 1 9 日
- (5) 名 称 「郷の源氏螢発生地」  
所在地 岡山県苫田郡鏡野町（郷川と中谷川）  
指 定 日 昭和 3 4（1959）年 3 月 2 7 日
- (6) 名 称 「滝川ホタルの生息地」  
所在地 岡山県勝田郡勝央町および奈義町内（滝川）  
指 定 日 昭和 5 0（1980）年 6 月 1 3 日

- (7) 名 称 「金蚕発生地」  
 所在地 岡山県阿哲郡哲多町  
 指定日 昭和34(1959)年3月27日
- (8) 名 称 「竹田のゲンジボタルおよび発生地」  
 所在地 広島県深安郡神辺町(狭間川)  
 指定日 昭和33(1958)年8月1日
- (9) 名 称 「口羽のゲンジボタルおよびその発生地」  
 所在地 島根県邑智郡須美村(出羽川と長田川)  
 指定日 昭和38(1963)年7月2日
- (10) 名 称 「矢落川のゲンジボタル発生地」  
 所在地 愛媛県大州市田処皆地(矢落川)  
 指定日 昭和31(1956)年9月30日(市指定)  
 昭和34(1959)年12月25日(県指定)
- (11) 名 称 「阿須川のアキマドボタル生息地」  
 所在地 長崎県下県郡厳原町(阿須川)  
 指定日 昭和41(1966)年5月26日

#### 4. 市町村指定

- (1) 名 称 「北限のよこはまゲンジボタルおよびその生息地」  
 所在地 青森県上北郡横浜町  
 指定日 平成4(1992)年6月23日
- (2) 名 称 「こども自然公園のゲンジボタルとその生息地」  
 所在地 神奈川県横浜市旭区大池町こども自然公園  
 指定日 平成4(1992)年6月8日
- (3) 名 称 「哲学の道のゲンジボタル及びその生息地」  
 所在地 京都府京都市左京区  
 指定日 昭和59(1984)年6月1日

## II. ホタル保護条例制定地一覧

- (1) 制定者 岐阜県本巣町  
 制定日 昭和47(1972)年5月1日
- (2) 制定者 滋賀県山東町  
 制定日 昭和47(1972)年6月16日  
 平成9(1997)年4月1日改正
- (3) 制定者 福岡県筑紫郡那珂川町  
 制定日 平成3(1991)年6月29日
- (4) 制定者 福岡県八女郡立花町  
 制定日 昭和51(1976)年3月19日

※ここに掲載した天然記念物および蚕保護条例は編集委員会で把握できたもののみです。この他にありましたら編集委員会までお知らせ下さい。